

年金の最低保障機能の強化等を求める意見書（案）

国民の老後不安を軽減するため、安定した年金制度の構築によって失われた年金制度への信頼を取り戻すことが求められています。国民の老後不安の解消は、冷え込んでいる国民の消費マインドを上向かせる効果も期待できることから、年金制度改革は景気対策としても有効であると考えられます。

しかし、政府が提出し、平成 28 年 12 月に成立した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律」は、国民の老後不安を助長するものとなっています。

最大の問題は、年金給付の抑制を強化する新しい年金改定のルールです。この改定ルールが適用されると、物価が上がっても、賃金が下がれば、年金水準が下がることとなります。下がった年金水準は物価に追いつくことがなく、受給開始後の年金の実質価値が一方的に下がり続けることになり、年金受給者の生活が立ち行かなくなるおそれがあります。

将来の基礎年金は、マクロ経済スライドによって所得代替率で見ると約 3 割減ることが見込まれています。政府は新しい改定ルールの導入目的を将来世代の年金水準を確保するためと説明していますが、将来世代の年金へのプラスの影響はわずかなものに過ぎません。また、このルールは将来世代の年金にも適用されるため、将来世代の年金給付も抑制されるおそれがあります。

よって、本議会は政府に対し、次の事項を強く要望します。

記

1. 平成 31 年財政検証に向けて、新たな年金改定ルールが適用されるケースも含め、現実的かつ多様な経済前提の下で年金の将来推計を示す準備を進めること。
2. 年金の最低保障機能を強化して生活していける年金水準を確保するとともに、世代間公平を向上させるため、年金制度の改革に取り組むこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定にもとづき、意見書を提出します。

平成 29 年 月 日

長時間労働を規制する法律の早期制定を求める意見書（案）

わが国では欧米諸国と比べて長時間労働をしている人の割合が高くなっており、過労死が後を絶ちません。過労死は本人や家族のみならず、社会にとっても大きな損失であり、ゼロにすることが求められています。

平成 26 年には、全会一致で「過労死等防止対策推進法」が制定されました。にもかかわらず、政府は「残業代ゼロ法案」（労働基準法等一部改正案）によって、労働時間の基本的保護を無くし、過重な長時間労働を合法的に課す「高度プロフェッショナル制度」の導入、事実上の残業代ゼロで、長時間労働の温床と指摘されている裁量労働制の拡大を目指しています。

平成 28 年 9 月には、電通の新入社員が過酷な勤務の末に自殺を図った事案が、労災と認定されました。国はこの痛ましい事案を重く受け止め、一刻も早く長時間労働を規制する法律を制定すべきです。

よって、本議会は政府に対し、下記の事項を含んだ法律を制定するよう、強く要望します。

記

1. 36 協定による労働時間の延長に上限を規定すること。
2. 交代制勤務のあり方について検討した上で、勤務から翌日の勤務まで、一定時間以上の継続した休息时间（インターバル）の付与を義務化すること。
3. 健康管理時間（事業場内にいた時間と事業場で労働した時間の合計時間）を把握・記録するとともに、それを一定の上限の範囲内とする措置をとることを裁量労働制導入の要件とすること。
4. 使用者が新たに労働時間管理簿を作成し、労働者単位での日ごとの始業・終業時刻、労働時間等を記録することを義務付けること。
5. 違法な時間外労働をさせた場合における罰則を強化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定にもとづき、意見書を提出します。

平成 29 年 月 日

いじめ、体罰、わいせつ行為等への対策推進を求める意見書（案）

子どもたちが安全に安心して過ごせる場所であるはずの学校において、いじめや体罰、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントなどの重大な事案が後を絶ちません。

文部科学省が発表した平成 27 年度におけるいじめの認知件数は、小中学校で 21 万件を超え、体罰及びわいせつ行為等によって懲戒処分等を受けた小中学校の教職員は、平成 27 年度の調査で 1 千人近くに及んでいます。

平成 25 年にいじめの防止・早期発見・対処について定めた「いじめ防止対策推進法」が制定されましたが、教職員の業務が煩雑・多忙化していることもあり、その運用が浸透しているとは言えません。また、インターネット環境を利用したいじめも増加しており、学校や保護者の目が行き届かない場面も多くなっています。

体罰やわいせつ行為等に関しても、教職員への研修等を行い、子どもたちが安心して学べる教育現場の実現を一層推進させなくてはなりません。

国や文部科学省は、学校や教職員に対し、いじめや体罰、わいせつ行為等の防止に関する適切な態勢の確立を進め、子どもたちが安全に安心して教育を受けられる環境づくりを進めるよう強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成 29 年 月 日

交通弱者対策への国の支援を求める意見書（案）

最近、視覚障害者が駅ホームから転落死する事故が相次ぎました。国は1日10万人以上が利用する駅でホームドアを優先的に設置するよう求めています。対象となる全国の鉄道271駅のうち、ホームドアが設置されているのは現在、約3割にとどまっております。

ホームドアの設置が進まない大きな理由の一つは、民間の鉄道会社に大きな財政負担を強いることであると考えます。しかし、障害者や高齢者など社会的弱者が社会参加を実現する上で、安全な移動環境を提供することは人権の一部とも言え、その公共的価値は計り知れません。その意味で、財政投融资等を活用して設置を加速化することは法的になんら問題なく、国民的な要請とさえ言えます。

また、ホームドアは、故意に人を転落させる刑事事件やかなりの件数に上る自殺行為も予防する効果があるので、安全のみならず、経済的な効果も極めて大きいと考えられます。

さらに、交通弱者対策を徹底することは、ホームドアを設置することだけに止まりません。その他、点字ブロックの設置、歩行を妨げるバリアーの撤去等によってバリアフリー化を実現することは、共生社会を実現する上で、極めて重要な施策であると考えます。

よって、国におかれては、財政的あるいは法的な対応を早急にとるよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年〇〇月〇〇日

施設で暮らす災害弱者を守るための体制を自治体が整備するために国の支援を 求める意見書（案）

平成28年8月の台風10号では、災害弱者の避難を呼びかける「避難準備情報」の意味が正しく伝わらず、岩手県岩泉町で高齢者グループホームの利用者9人が死亡したことを受けて、国は12月、高齢者や障害者などの災害弱者が避難を開始するタイミングであることを強調するため、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」に変更しました。

しかし、たとえ避難準備情報を受けて避難を開始したとしても、時期によっては外にでること自体、危険な場合があるので、ベッド等に困らないホテル等の収容施設を確保できなければ、名称変更の意味も無いに等しいと言えます。

その鍵を握るのは自治体の対応ですが、自力での避難が難しい災害弱者への対応は施設任せで、災害対策基本法も「避難行動要支援者」について市町村が名簿を作り、避難支援策を具体的に定めるよう求めています。これは、一般世帯で暮らす高齢者らが対象で、施設入所者は含まれません。また、介護保険法に基づく施設基準でも、施設側に防災計画作りや避難訓練などを求めています。自治体への報告義務はなく、自治体が施設側の対応の可否を監視することもできません。

やはり、人命の問題である以上、100%施設側に任せっきりにするのではなく、いざという時には行政に応援を求められる仕組みを整えておくべきだと考えます。

国土交通省は全国の市町村に、災害時にいつ、誰が、何をするか明示しておく行動計画表の策定を呼びかけ、そのための指針を示していますが、その中に、災害弱者対策を明確に位置付け、災害時に、自治体が施設側をサポートする体制を整備することが必要です。

ついては、国において、そのための対応を早急にとるよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成29年〇〇月〇〇日